

## 次期診療報酬改定の基本方針に対する意見

急速に少子高齢化が進行する中、将来の医療需要の増大や変化を踏まえ、地域医療構想に基づき病床機能の分化・連携を図り、医療提供体制を整備するとともに、高齢者等の住み慣れた地域での生活を支える地域包括ケアシステムの構築は極めて重要な課題である。

については、次期診療報酬改定の基本方針の策定に当たり、下記のとおり配慮されるよう要望する。

### 記

- 1 医療需要の変化に対応し、病床機能の分化・連携を円滑に進める必要があるが、現在の医療提供体制が地域ごとに異なる実状を十分に踏まえ、高齢者の療養環境に混乱が生じないように配慮しながら、療養病床を含めた入院医療の在り方について検討を進めること。
- 2 地域包括ケアシステムの構築のためには、訪問診療や訪問看護をはじめとする在宅医療の充実が欠かせないが、中山間地域など医療資源の乏しい地域においてはサービス提供体制のスムーズな整備が進みにくい状況にある。  
住んでいる地域によって受けられるサービスに不当な格差が生じることのないよう、患者負担に配慮しつつ、都市部以外の地域においても必要なサービス提供体制が確保されるような視点を持つとともに、医療と介護がミックスされる在宅での包括ケアにおける報酬制度の体系を明確にすること。
- 3 国民からわかりやすく信頼される医療提供体制の整備を推進するため、診療報酬制度の果たす役割と限界について明確な認識を確立し、国や地方が駆使できる他の政策手段で補うべき政策分野と目標を明確にして、診療報酬制度と医療政策の整合性がより一層図られるよう留意すること。
- 4 地域の医療の実状は多様で、かつ急激に変化しているが、今後、地域の医療提供体制がその健全性を維持し、適正な医療提供を持続できるよう、診療報酬制度の基礎となる理論と体系を明確にし、エビデンスを活用して地域医療の多様性に対する制度のアカウンタビリティを高めること。

平成27年10月21日

全国知事会 社会保障常任委員会委員長

栃木県知事 福田 富一